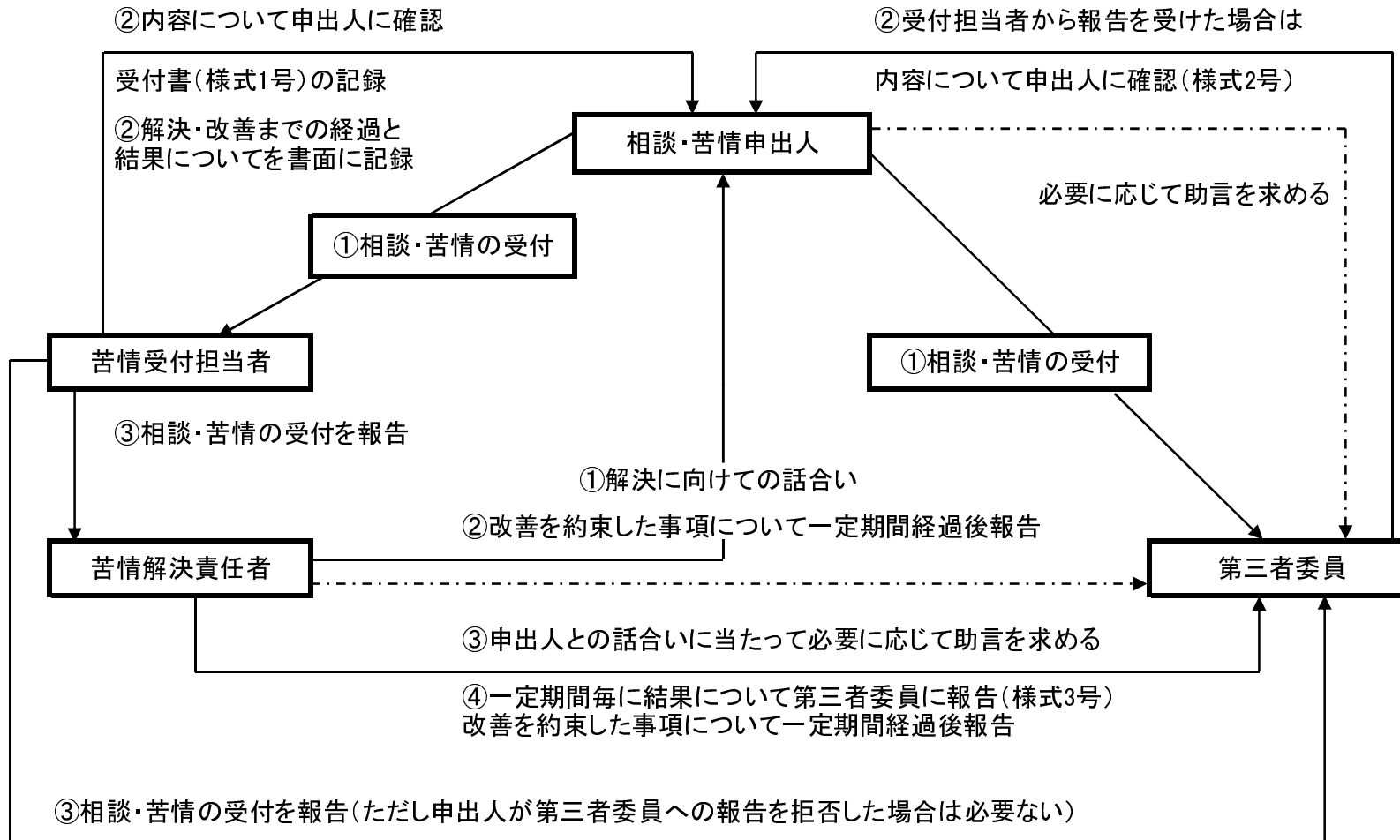


相談・苦情解決処理 仕組み図



③匿名の相談・苦情については報告する

※苦情解決責任者は、施設内への掲示、パンフの配布等により、利用者に対して、苦情解決責任者・苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先・苦情解決の仕組みについて周知する。

※個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し、利用者のみならず一般にも公表する。